

第5章 災害活動

第1節 火災活動

1 火災の現象と消火理論

(1) 火災の定義

火災は、「人の意に反して発生し、若しくは拡大した燃焼現象、又は放火によって発生した消火の必要がある燃焼現象で、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し、若しくは拡大した爆発現象」と定義されています。

(2) 燃焼

燃焼とは、一般に空気中で物質が激しい酸化反応によって、光と熱を発生する現象をいいます。

燃焼の条件には、

- ①熱源があること
- ②可燃物があること
- ③周囲に空気があること

の3つの要素が必要です。

たとえば、紙に火がついたとしましょう。

紙の燃える炎が熱源となり、まわりに空気があれば次々に着火して燃焼が継続します。



(3) 消火

火災の消火は、燃焼の三要素、熱源、可燃物、空気のどれか1つ以上を取り去ることによって、燃焼の継続を中断させることです。

まず、「冷却消火」です。

燃えている紙などの可燃物に水をかけると、紙の燃焼が冷却され、それによって熱源がなくなり、燃焼は継続しなくなります。

また、紙が湿っていれば、熱源からの熱は水を蒸発させるために費やされてしまい、燃焼は継続しなくなります。

次に、空気をしゃ断する「窒息消火」です。

燃えている物を小さな容器の中に閉じ込めて空気をしゃ断してしまえば、容器の中の酸素がなくなった時点で燃焼は継続しなくなります。

天ぷら油火災などでは、燃えている油の表面を覆うことによって空気をしゃ断し、消火します。

この消火方法の場合、消火しても可燃物の温度が高いうちに空気を供給すると再び燃え出します。

そして、燃えるものを取り除くのが「除去消火」です。

燃える物がなくなれば、燃焼は継続しません。

紙くずの山が一部燃えているとき、まわりの紙くずを取り除くか、又は

燃えている部分を移してしまえば、自然に消えてしまいます。

その他には、可燃性ガスの濃度や可燃物の組成を燃焼限界以下に薄めることによって消火する「希釈消火」や燃焼の酸化反応に直接関係のないハロゲン化物等を加えて連鎖反応を抑制する「負触媒消火」などもあります。

一般の消火活動では、冷却消火が主に行われていますが、火災現場の状況により窒息消火と除去消火を効果的に組み合わせて消火することとなります。

(4) フラッシュオーバー

火災が発生し、拡大するしくみのうち、一般的な説を説明しましょう。

室内の一部で火災が発生し、可燃性の家具などが燃え始めます。

発生した火災や高温の気体によって、壁の一部が燃え始めるとともに、高温の気体が天井下にたまり始めます。

高温の気体層が厚くなり、そこからの熱放射が強くなります。

床面などの室内の燃えていない部分の温度が上昇し、それらの表面温度が発火温度に近くなり、室内の可燃物にいつせいに火が付き、炎が高速で広がって室内は火の海となります。

これがフラッシュオーバーです。

(5) バックドラフト

締め切った気密性の高い部屋で火災が発生すると、室内の酸素を消費しながら火災は燃え広がります。

火災が成長するにしたがって、室内の酸素が欠乏し、煙を伴う燃焼(くん焼)や、赤熱の燃焼状態となります。

一方、室内の可燃物の熱分解は進行して室内には高濃度の可燃性分解ガスが蓄積します。

窓ガラスが割れたり、ドアが開けられると、多量の酸素を含んだ新鮮な空気が室内に流れ込んで、室内に燃焼範囲に入る可燃性ガスが形成されます。

赤熱状態にあった残り火の部分にも新鮮な空気が供給され、再び炎をあげて燃えるようになると、室内の混合ガスに着火して、爆発的に燃焼します。

これがバックドラフトです。

(6) フラッシュオーバーとバックドラフトの相違

発生のしくみに基づく、フラッシュオーバーとバックドラフトの相違は次の通りです。

火災進行上の発生時期。

フラッシュオーバーは、火災初期から火盛り期に移行する「過渡期段階」。

バックドラフトは、火災進行上の一段階ではありません。

発生の引き金となる要因。

フラッシュオーバーは、十分な可燃物と酸素の供給がある火災の室内の、まだ燃えていない可燃物が、炎や高温ガスからの熱放射によって加熱され

ることにより引き起こされます。

バックドラフトは、酸欠状態にあり、可燃性分解ガスが蓄積している閉め切られた部屋に、開口部が開放され、酸素が供給されることによって引き起こされます。

2 消防団の権限

消火活動を迅速、確実に進めるようにするため、消防団員には消防法で権限が定められています。

その権限については、つぎのとおりです。

● 優先通行権

消防車両が火災現場に出動する場合、他の車両に優先して通行することができます。

● 緊急通行権

消防隊が一刻も早く消火活動に着手できるように、私道や構内の通路などを通行することができます。

● 緊急措置権

消防隊は消火活動の際、一般の建物及びその建物の在る土地に進入することができます。

また、それらを処分しその使用を制限することができます。

また、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にいる人を消火又は人命の救助などの消防作業に従事させることができます。

● 消防警戒区域の設定

消火活動を効率的に行うために、火災現場では、消防警戒区域を設定して、区域内に特定の者以外の出入りを禁止もしくは制限することができます。

この区域を設定する場合は、ロープなどを張ってはっきりと示す必要があります。

この他に火災警戒区域があります。これは、ガス、火薬、危険物の漏洩などの事故により、火災発生の危険がある場合に設定するもので、消防長又は消防署長の権限で設定することができます。

3 消火活動

基本的には、所轄消防署と連携して活動を行います。

ここでは、災害の覚知から部隊引き揚げまでの要領を説明します。

(1) 災害の覚知

災害の覚知とは、災害を知ることです。消防活動は覚知からスタートします。したがって、誤った情報の覚知や遅延は、即座に消防活動の不成功につながります。火災の覚知の要領は次のとおりです。

ア 確認

消防署からの通報、緊急連絡網、受令機等により災害を確認します。

また、召集を受けない場合でも必要に応じて消防署に確認します。

イ 災害の種別、指令番地等を確実に確認します。

ウ 災害の通報

消防法は、火災を発見した人に火災通報を義務付けしています。消防団員も当然、災害を発見した場合は、119番で通報しなければなりません。また、住民から直接に駆付けで覚知した場合も同様に次の要領で災害を通報します。

(例：火災)

火事です。〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇号
〇〇方が火事です。

※何が燃えているか？何階部分が燃えているか？など具体的な情報も確認して通報します。



(例：救急)

救急です。〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇号先
路上で交通事故により負傷者〇名発生しています。

※負傷者の状態（挟まれているなど）等の情報も確認し通報します。

(2) 参集

原則として徒歩、自転車等で器具置場、現場等へ参集します。

(3) 出場

出場前は、どんなに経験を積んだベテランでも緊張します。常に冷静さを保つように心がけるとともに、団員同士で声をかけあって出場前に実施すべき事項について確認しましょう。

ア 防火衣等を完全に着装します。

イ 指揮者は、隊員それぞれの任務を的確に指示し、全員で確認します。

ウ 現場の地理・水利状況、出場経路を確認します。

エ 赤色回転灯、前照灯の点灯を確認します。

オ 車載受令機の開局、チャンネルを確認します。

カ 出庫の際は、誘導員を配置するなどして、歩行者、通行車両に十分注意します。

(4) 出場途上

出場途上では、交通事故防止（第2章第3節「交通事故防止」参照）に十分に留意するとともに、無線交信の傍受等から公設消防隊等の活動を予測して、お互いが連携して適切な活動ができるよう配慮します。

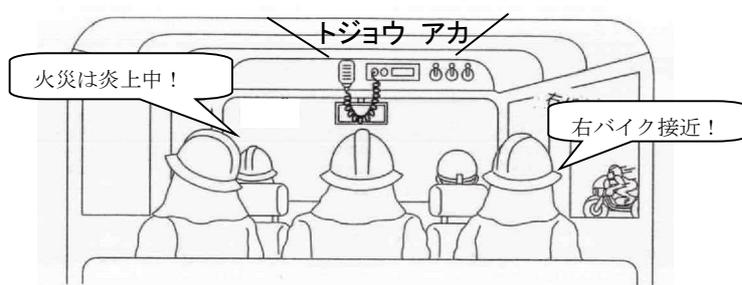
ア 赤信号又は黄色時の交差点通過は、進入前に必ず一旦停止した後徐行して、安全を確認のうえ通過します。また見通しの悪い交差点も同様とします。

イ 機関員は、火煙や無線交信に気をとられることのないよう安全運転に専念します。

ウ サイレンのほか、拡声器等を使用し、一般車両、歩行者へ注意を喚起します。

エ 受令機の無線交信状況等から公設消防隊等の活動を予測し、消防団の

活動方針並びに水利部署位置等を判断します。



無線通信省略語

省略語	内容（意味）
途上赤 トジョウ アカ	出場途上において炎上が確認された場合
途上黒 トジョウ クロ	出場途上において煙が確認された場合
途上白 トジョウ シロ	出場途上において煙が確認できない場合
④ 東路上 マルホン ヒガシ ロジョウ	現場指揮本部を東側路上に設置した場合
① マルイチ	鎮火
② マルニ	要救助者
③ マルサン	行方不明者
⑤ マルデン	加入電話
10 イチマル	警察

(5) 現場到着

ア 現場到着の報告

車両停車時に一般市民への注意、他の消防車両の活動に配慮して停車位置を決定します。直ちに上位階級者は、部隊の到着を現場指揮本部等へ報告し、併せて現場到着後知り得た情報等を提供します。その後指示された活動に移行します。

イ 安全管理の徹底

現場付近は、災害本来の危険性に加え関係者等で混乱しています。活動は、消防団員の安全管理はもとより一般市民等への二次災害防止に

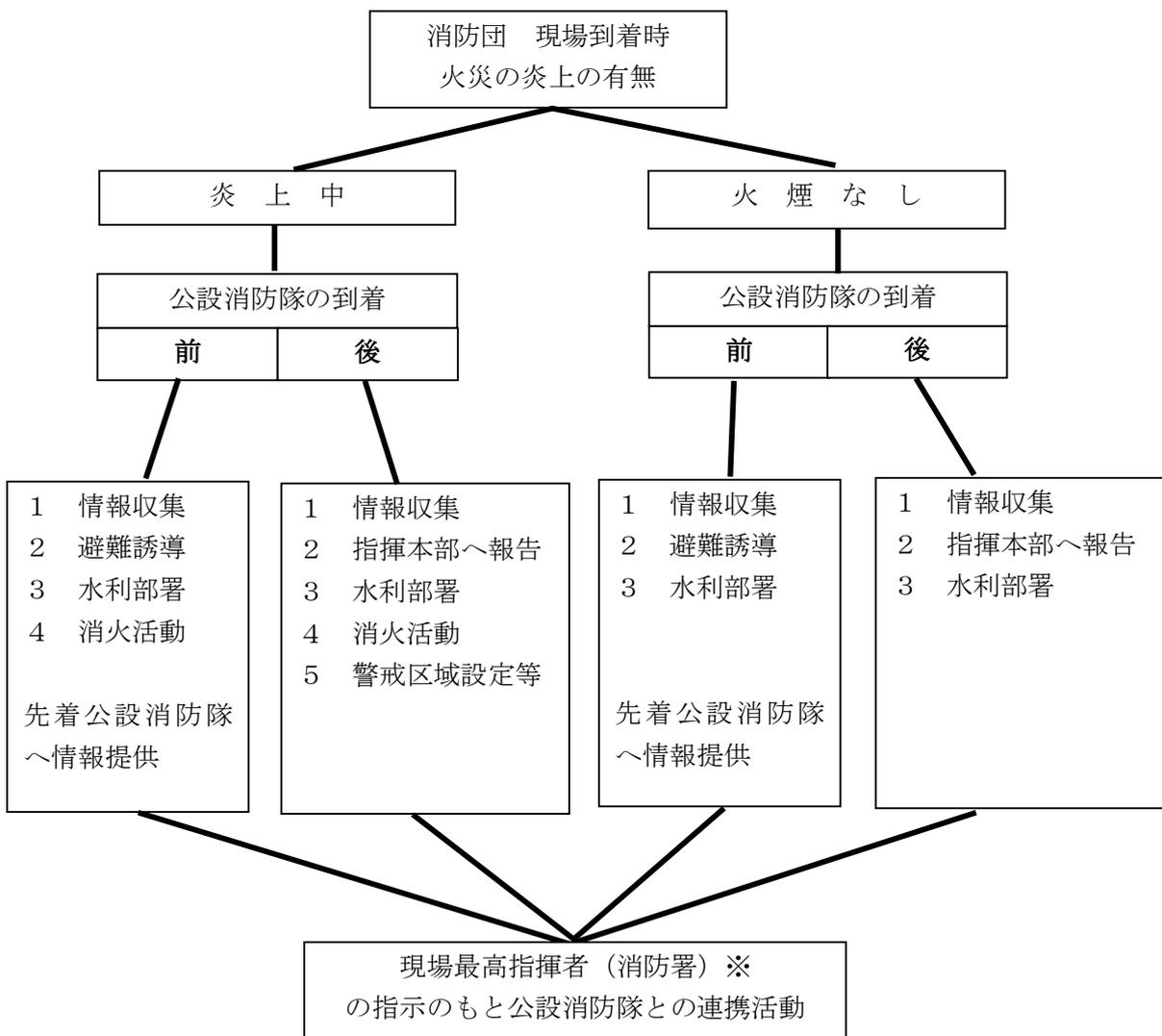
配慮することが基本となります。

ウ 活動方針の統一

活動は現場到着時に次の2点により決定します。

- 火災が炎上しているかいないか
- 公設消防隊が現場に到着しているかいないか

活動の基本優先順位



※ 出張所長、警防係長、警防課長等

(6) 各活動の要領と留意点

ア 情報収集

火点並びに避難状況の確認。初期消火、火勢の状況確認。(特に公設

消防隊未到着時) 火元建物の家族構成等並びに避難状況等知り得た情報を現場到着報告と併せて現場指揮本部へ報告します。

確認事項

どこで、何が、燃えているのか

逃げ遅れ、行方不明者、負傷者の有無

危険物の有無、初期消火状況、その他知り得た情報



イ 避難誘導

公設消防隊到着前に情報収集により火元建物等に逃げ遅れを確認した場合は、避難誘導を実施します。

なお、この場合火勢の状況を考慮して、原則として建物外部からの避難誘導を実施します。(援護注水を並行して実施します。)

消防団員の出火建物内部への進入は、ぼや等で火災が鎮火し、濃煙や熱気がない場合のみ行います。

ウ 水利部署を実施する場合

水利部署は、火点の直近又は包囲態勢、後着隊の活動に支障のならないことを念頭に、主に次の場合に実施します。水利部署した場合、必ず現場指揮本部にその位置を報告します。

なお、水利部署後であっても、公設消防隊等が後着し、活動状況等から水利を譲渡したほうが有効な場合は、譲渡します。

(ア) 公設消防隊が現場到着前の場合(火煙が見えなくても、有事に備え部署します。)

(イ) 公設消防隊からタンク車等への中継送水を要請された場合

(ウ) その他、現場最高指揮者からの指示があった場合

エ 水利部署時の留意事項

(ア) 後着の公設消防隊の活動に支障のないよう部署します。

(イ) 消火栓への転落負傷事故は、活動する隊員のみならず、一般市民にもおよびます。消火栓蓋を開口した際は、安全措置に十分に配慮します。



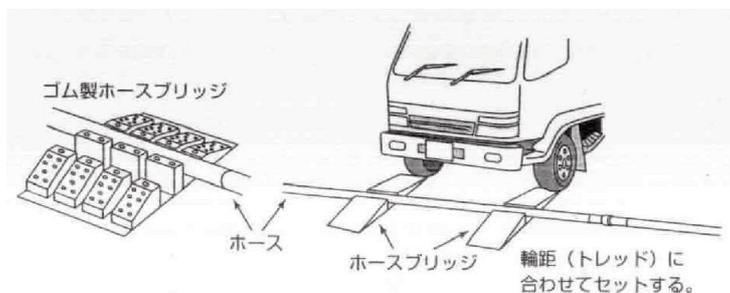
オ 消火活動

消防団員が行う主な消火活動には、次のものがあります。

- (ア) 公設消防隊到着前
 - a ぼや等での消火器等による初期消火活動
 - b 火元建物の火勢制圧、延焼防止のための放水活動
 - c 避難誘導と並行した援護注水活動
- (イ) 公設消防隊到着後
 - a 公設消防隊と連携した放水活動
 - b 消防活動上の障害排除活動
 - c 消火活動中の延長ホース整理
 - d 安全管理活動

カ 消火活動（ホース延長）の留意事項

- (ア) 手びろめでホースを延長する際は、他の隊員、一般市民等への危害防止に注意します。
- (イ) 通行車両等に注意して延長します。
- (ウ) 現場最高指揮者から延長ホースの整理を指示された場合
 - a ホース折れを正すとともに、通行の障害にならないよう整理します。
 - b 道路を横断するホースについては、道路に対し直角にし、ホースブリッジを設定し、ホースの礫損防止を実施します。
 - c 破損による漏水箇所を発見した場合は、公設消防隊の指示のもとホースバンド等で処置します。



キ 消火活動（注水）の留意事項

消防団員が行う注水は、火元建物外部から火勢を一挙鎮圧させる注水か隣接建物外部の延焼防止を主眼とした予備注水です。

炎上中で公設消防隊到着前の場合は、原則として火元建物外部から注水活動を行います。この際、避難誘導活動を伴う場合は、援護注水を実施します。

注水の際の留意事項は次のとおりです。

- (ア) 火勢状況に応じて、筒先ノズルを切り替え効果的な放水を実施します。（棒状、噴霧等）
- (イ) 注水による感電に注意する。

- (ウ) 他の隊員への危害防止に配慮する。特に他の隊との対面放水は避ける。
- (エ) 延焼のおそれのある隣接建物への予備注水は、窓等の開口部上部、壁体、軒先を中心に放水します。
- (オ) 援護注水は、噴霧注水で要救助者を包むか、熱源と要救助者の間に広角噴霧注水で水幕をつくり遮断します。
- (カ) 注水による水損防止に配慮し、必要以上の注水は避けます。

オ 警戒区域の設定等

現場指揮本部から警戒区域の設定、現場広報、飛火警戒、水損防止、残火処理、再燃警戒の協力等が指示される場合があります。それぞれの項目における活動は次のとおりです。

(ア) 警戒区域の設定

警戒区域は、消防活動上の障害及び危険を回避するものと、ガス漏れ等による二次災害防止のため設定するものがあります。

消防団員は、現場指揮本部の設定範囲指示のもと消防職員、警察官と協力してロープ等で設定し、当該区域への立ち入りの禁止もしくは制限を行います。

(イ) 現場広報

消防団が現場指揮本部の指示で行う広報は、消防活動上必要な広報、住民の不安を解消する広報があります。

(例)

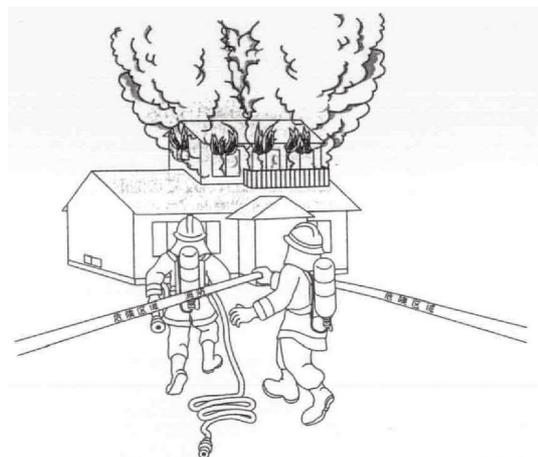
消火活動中の場合

「こちらは〇〇消防団です。現在消火活動中です。危険ですから警戒区域の中に入らないでください。」

住民不安解消の場合

「こちらは〇〇消防団です。火災は鎮火しました。ご安心ください。」

※災害現場で知り得た情報やプライバシーに関する情報は、当然一般市民には、口外しません。



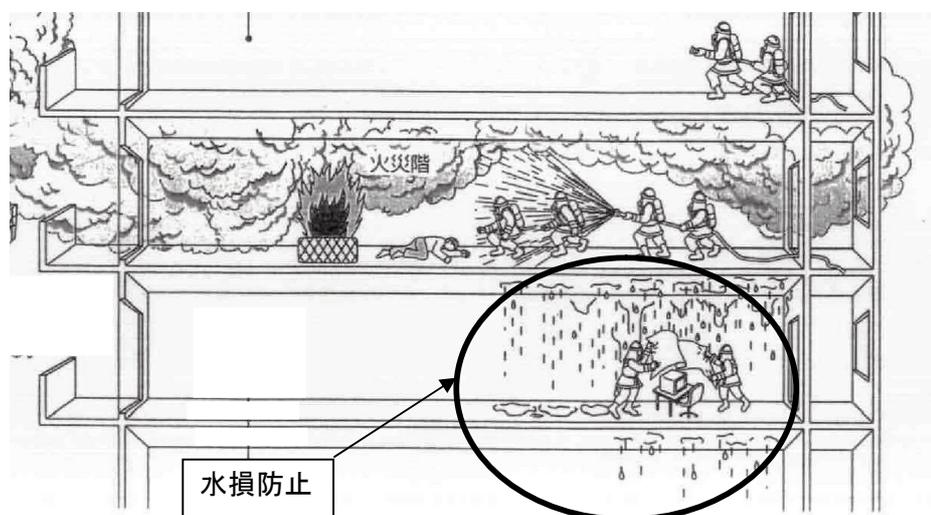
(ウ) 飛火警戒

飛火警戒は、火の粉が多く落下する区域（風下）を中心に巡回します。飛火の状況及び巡回した区域を現場指揮本部に報告するとともに、区域内の住民に注意喚起します。

(エ) 水損防止

特に共同住宅や高層マンション火災では、現場指揮本部の指示のもと、火点下階の収容物を防水シートで覆うなどの水損防止を実施します。

実施する際は、水損防止を実施した場所（どこの階、どの部屋等）を現場指揮本部に報告します。



(オ) 残火処理、再燃火災警戒

現場指揮本部の指示のもと残火処理を実施する場合は、火災後の建物の損壊状況に十分に注意するとともに、火災調査のための現場保存等を考慮し、破壊活動は原則として避け、公設消防隊と協力して行います。

再燃火災警戒は、鎮火後、屋根や柱等から煙等が出ていないかを重点的に監視し、長時間にわたり再燃火災を防止するために巡回を行い警戒するものです。

(7) 引き揚げ

現場最高指揮者の引き揚げ命令を受けて、分団長の指揮のもと、使用した資機材の撤収作業に移行します。引き揚げ時は、疲労や安堵感から、注意力が散漫しがちです。安全管理への注意を再度徹底し、次の要領で引き揚げます。

ア 資機材撤収及び点検

全員で協力して撤収します。収納時に数量等を確認しながら元の積載場所に収めます。特に消火栓を開口した場合は、漏水及び閉蓋の確認

を忘れずに実施します。

イ 団員の状況確認

人員、怪我等の異常の有無を確認し、現場最高指揮者に報告し、引き揚げ下命を受けます。

ウ 交通事故防止

現場参集した団員を含め、交通法規を遵守し引き揚げます。

エ 出場準備

器具置場に帰隊し、ホース積載、燃料補給、資機材・防火衣の整備点検等の出場準備を実施します。

オ 解散

出場記録等処理確認し、器具置場の施錠を忘れずに解散し、次回出場に備え、体調管理に努めます。

第2節 風水害活動



消防団の風水害時の基本的な活動及びその体制は、消防長または消防署長の所轄の下に活動し、その被害の軽減を図るよう、「風水害等警防計画」及び所轄消防署と事前協議して作成した「消防団活動計画」で定められています。

ここでは、その概要と活動要領等について説明します。

1 団警戒本部等の設置

(1) 設置の基準

消防署に方面警戒本部が設置された場合

(2) 設置者、設置場所及名称

ア 消防団長：消防署に**団警戒本部**を設置します。

イ 分団長：消防団器具置場（中原区以北の分団にあっては、分団長の所属する班の器具置場）に**団警戒支部**を設置します。

ウ 指名団員：※「災害発生危険地域」の情報収集を実施します。

(3) 団警戒本部等の組織及び事務分掌

団警戒本部

団警戒 本部長	団警戒 副本部長	統括者	担当任務
団長	副団長	部長	団警戒支部の統括 情報収集 団員の連絡に関すること 方面警戒本部との連携に関すること

団警戒支部

団支部長	団支部員	任務
分団長	団長の指名する者	情報連絡員との連絡に関すること 団警戒本部への伝達に関すること

災害発生危険地域

情報連絡員	任務
団長の指名する者	情報収集

2 団指揮本部等の設置

(1) 設置の基準

消防署に方面指揮本部が設置された場合

(2) 設置者、設置場所及名称

ア 消防団長：消防署に**団指揮本部**を設置します。

イ 分団長：消防団器具置場（中原区以北の分団にあっては、分団長の所属する班の器具置場）に**団支部**を設置します。

(3) 団指揮本部等の組織及び事務分掌

団指揮本部

本部長	団副本部長	統括者	担当任務
団長	総務主幹 副団長	庶務部長	団支部の統括 団員の召集に関すること
		広報部長※	方面本部との連携に関すること
	警防主幹	警護部長	団部隊の指揮運用に関すること

	副団長	消防部長	団部隊の情報収集伝達に関すること
--	-----	------	------------------

※団の実状に合わせ兼務可

団支部

団支部長	団支部員	任務
分団長	団長の指名する者	分団部隊の統括 団本部との連絡に関すること



3 情報収集強化体制時の対応

団長、副団長等の消防団幹部は、消防署において、警戒本部を設置する準備段階、又は警戒本部を設置するまでに至らないが、情報収集の必要がある時に発令される情報収集強化体制が発令された場合、団警戒本部の設置に備え所轄消防署との連絡を密にします。

4 消防団員の召集

(1) 召集の発令

消防団長は、「警戒本部体制」・「指揮本部体制」の特別警防体制発令に伴い、必要な所属団員の召集を行います。

(2) 団員の参集

召集を命じられた団員は、あらかじめ定められた消防団器具置場等に参集します。

5 活動要領

(1) 出場範囲

消防団の出場区分は、火災出場区分によるものを原則とします。ただし、消防長の命があるときは、区域外においても活動することになります。

(2) 部隊等の編成

団支部支援隊、ポンプ積載車隊、避難誘導部隊及び情報連絡員により編成します。

(3) 消防団部隊任務

- ア 情報収集
- イ 避難誘導活動
- ウ 水防活動
- エ 救助・救護活動

6 各部隊等の活動要領とその開始時期

各部隊等の任務及びその開始時期は次のとおりです。

(1) 団支部支援隊

ア 任務

団支部の支援活動、情報収集伝達・整理を主任務とします。

イ 活動開始時期

団支部支援隊に指定された団員は、団支部の設置とともに、指定された消防団器具置場に参集し活動を開始します。

(2) ポンプ積載車隊

ア 任務

水防活動、車両巡回による情報収集を主任務とします。

イ 活動開始時期

ポンプ積載車隊に指定された団員は、団支部の設置とともに、指定された消防団器具置場に参集し活動を開始します。

(3) 避難誘導部隊

ア 任務

「災害時要援護者避難計画」に基づく、徒歩による避難誘導活動、人命救助・救護活動を主任務とします。

イ 活動開始時期

避難誘導部隊に指定された団員は、団支部の設置とともに、指定された消防団器具置場に参集し活動を開始します。

(4) 情報連絡員

ア 任務

事前指定された災害発生危険地域の情報収集活動を主任務とします。

イ 活動開始時期

団警戒支部の設置とともに、参集することなく事前指定された災害発生危険地域に赴き、情報収集を開始します。

なお、団支部の設置後は、団支部支援隊、避難誘導部隊と連携して活動します。

第3節 震災活動（地震発生時の対応）

地震に対する活動は、次の2つに大別されます。

● 発災前：東海地震に対する地震発生前の対応

（東海地震に係る警戒宣言及び東海地震事前情報によって危惧される社会的混乱等を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため実施する活動）

● 発災後：地震発生時の対応

（震度5強以上の地震発生に伴う被害を最小限に止めるため実施する活動）

発災前、発災後では、その対応は異なるものの、速やかに震災に対応する体制

を確立し対処することには変わりはありません。

このような、消防団の震災時の基本的な活動及びその体制は、消防長または消防署長の所轄の下に活動し、その被害の軽減を図るよう、「震災警防基本計画」及び所轄消防署と事前協議して作成した「消防団活動計画」で定められています。

この第3節では、「**発災後：地震発生時の対応**」について、その概要と活動要領等について説明します。



1 家族の安全

各団員は、自己及び家族の安全確保、自宅の出火防止を第一優先に実施します。

大地震発生時には、家屋や工作物などの倒壊によって多くの死傷者がでるだけではなく、同時に多発する火災により死傷者も発生します。

そこで、消防団は、動員力の強さ、団員一人一人の防災能力の高さ、統制ある組織であることから、大地震時の消火活動に大きな期待が寄せられています。

その負託に応えるためには、消防団員の皆さんの家庭などの安全を確認しなければ、十分な活動もできません。

地震は、皆さんが、家庭、職場、休みで外出中など、いつ、どこにいても関わらずおそってきます。

たとえば、自宅にいるときは、家族の安全確認、出火防止、余震などで建物が倒壊しないかの確認など地震発生時の対処をすることになるでしょう。

外出している場合は、災害伝言ダイヤルを利用するなどして、安全を確認します。

そして、安全が確認、確保できたときから消防団員としての活動が開始されます。

2 参集

(1) 自主参集

各消防団員は、「市域で震度5強以上の地震発生した場合」自主参集します。

(2) 団員の参集

各団員は、あらかじめ定められた場所、消防署、又は消防団器具置場等に参集します。

● 参集判断

まず、はじめに判断を求められることは、「参集するか」、「参集しないか」です。

参集する基準は「市域で震度5強以上の地震発生した場合、自主参集」と計画で定められています。テレビやラジオの情報で、判断します。

しかし、あまり大きい揺れを伴わない地震が発生した場合でも、津波などが発生し、地域によっては、警報が発令されることがあります。

また、揺れが小さくても、老朽家屋が多く倒壊したり、火災が発生したりした場合は参集しなければならず、消防署と連絡を密にし、管轄する地域の安全を確認する必要があります。

● 参集時の注意点

服装は、動きやすい服装とし、ヘルメット・手袋は着用しましょう。

あらかじめ準備しておいた、下着、ラジオ、懐中電灯、手拭、ちり紙、薬品、非常食、現金などをリュックサックなどで背負って持参します。

消防団本部や分団器具置き場など事前に指定された場所に参集します。

参集手段は、徒歩、自転車やバイクなどとします。

参集途上は、沿道の住民に出火防止を中心に呼びかけを行うことも大切です。

火災や、家屋の倒壊、交通障害など、可能な範囲で被害状況を収集します。

参集途上に火災を発見した場合は、すぐに消火できると判断したときは、付近住民と協力し、消火器やバケツリレーなどにより消火活動を行う必要があります。

消防署や消防団をもって消火しなければならないような、大きな火災であれば付近住民に延焼防止など、可能な範囲で消火活動を行うよう指導し、参集を急ぐこととなります。

そして、消防団としての体制を整えて消火活動に従事することとなります。

倒壊家屋などに閉じこめられた人のいる現場に遭遇した場合も準じます。

このように、参集途上には、難しい判断を迫られる場合が多くありますが、要するに判断するための基準は、個人の能力で対応できるか否か、いかに被害を少なくするにはどの方法をとるかを考えることです。

3 初動措置（出場準備）

消防団器具置場等に参集した団員は、はじめに次のことを実施します。

- (1) 器具置場の被害状況確認と団指揮本部への報告
- (2) ポンプの始動点検
- (3) ホースの積載（ポンプ積載車⇒20本以上 手引ポンプ8本以上）

● 参集報告

指定された参集場所に到着したときは、まず、はじめに分団長など責任者に、参集した旨と参集途上に収集した火災や救助、生き埋めになっている箇所などの災害状況、交通障害などを簡潔に報告し、分団長の指示を受け出場準備します。

● 出場準備

出場準備は、分団器具置場の扉を開け、車両及び手引動力ポンプを倉庫の外へ出します。

倉庫のシャッターや扉が変形したりして、開かない場合があるので、速やかに車両等を外に出すのです。

地震によっては、倉庫の倒壊や倉庫内の資材の転倒などで車両が損傷を受けていることもあるので、ポンプの始動点検から順次に各資機材の点検をする必要があります。

次に積載品ですが、ホースは、転戦に備えて普段より多く積載します。目安としてポンプ積載車に20本以上、手引動力ポンプに8本以上積載します。

点検・整備が終了したら、分団長などから任務の付与を受け、「震災警防基本計画」に基づき、各部隊の編成を行い出場します。

4 団指揮本部等の設置

- (1) 設置者、設置場所及名称

ア 消防団長：消防署に**団指揮本部**を設置します。

イ 分団長：消防団器具置場（中原区以北の分団にあつては、分団長の所属する班の器具置場）に**団支部**を設置します。

(2) 団指揮本部等の組織及び事務分掌

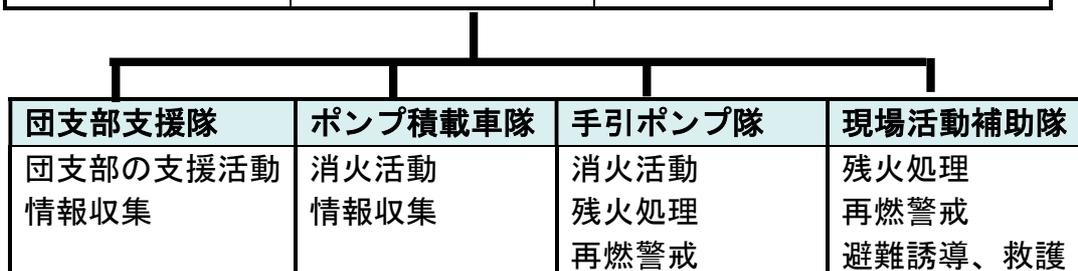
団指揮本部

本部長	団副本部長	統括者	担当任務
団長	総務主幹 副団長	庶務部長	団支部の統括 団員の召集に関すること
		広報部長※	方面本部との連携に関すること
	警防主幹 副団長	警護部長	団部隊の指揮運用に関すること
		消防部長	団部隊の情報収集伝達に関すること

※団の実状に合わせ兼務可

団支部

団支部長	団支部員	任務
分団長	団長の指名する者	分団部隊の統括 団本部との連絡に関すること



5 部隊編成

団支部支援隊、ポンプ積載車隊、手引ポンプ隊、現場活動補助隊により編成します。

(1) 団支部支援隊

分団長が、必要範囲内の団員を指定して編成します。

(2) ポンプ積載車隊

各消防団器具置場に配備されたポンプ積載車により、原則として、各分団毎に2～3小隊(班)による中隊を編成します。

消防団器具置場の地理条件又は編成に時間を要する場合は、小隊で対応します。

(3) 手引ポンプ隊

各分団の手引動力ポンプにより編成します。

(4) 現場活動補助隊

上記の隊の編成定員を超えた団員により編成します。

6 出場

原則として、ポンプ積載車隊、手引ポンプ隊、現場活動補助隊の出場は、

団指揮本部長の命（計画による事前命令）によるものとします。

ただし、団指揮本部と連絡不能時は、団支部長又は上級指揮者の判断により出場するものとします。

7 活動要領

各部隊等の任務及びその活動内容は次のとおりです。

(1) 団支部支援隊

ア 任務

団支部の支援活動、情報収集伝達・整理を主として活動します。

イ 活動内容

団指揮本部への情報の受伝達、及び現場出場中の各部隊との連絡を行うとともに団支部長（分団長）の特命事項に係る活動を行います。

また、追って派遣される消防団連絡員（管轄消防署から派遣される署員）と連携して、情報収集及び報告等の活動にあたります。

(2) ポンプ積載車隊

ア 任務

消火活動、車両による情報収集・現場広報を主として活動します。

イ 活動内容

(ア) 消火

原則として、団指揮本部長（団長）から下命された火災の消火活動を行います。

ただし、団指揮本部と連絡不能時は、団支部長又は上級指揮者の判断により、参集途上又は出場後発見した火災等の消火を行います。

(イ) 転戦要領

消火後、次の現場に転戦する際は、団支部に報告するとともに、速やかにホースを撤収し、下命された現場に転戦するものとします。

(ウ) 現場広報

署消防部隊と連携の上で実施します。

(3) 手引ポンプ隊

ア 任務

消火活動、残火処理、再燃警戒を主として活動します。

イ 活動内容

(ア) 消火

原則として、団指揮本部長（団長）から下命された火災の消火活動、残火処理、再燃警戒を行います。

ただし、団指揮本部と連絡不能時は、団支部長又は上級指揮者の判断により、活動許容範囲等を考慮して活動を行います。

(イ) 残火処理、再燃警戒

署消火部隊及びポンプ積載車隊が鎮圧した火災を引き継ぎ、残火処理を実施し鎮火に至らせるとともに、再燃警戒にあたります。

(4) 現場活動補助隊

ア 任務

残火処理、再燃警戒、避難誘導、救護活動を主として活動します。

イ 活動内容

(ア) 残火処理、再燃警戒

署消火部隊、ポンプ積載車隊の残火処理、再燃警戒を実施します。

(イ) 避難誘導、救護活動

火災現場付近住民の避難誘導、救護活動を実施します。

8 管轄を越えた応援出場

消防指揮本部長（消防長）から管轄を越えての応援要請があった場合、消防団連絡員（管轄消防署から派遣される署員）を同乗させ応援出場し、受援側方面本部長（受援側署長）の指示する活動を行います。

9 震災時の消防活動（一般火災との違い）

参集後、消防団として隊を編成したときの震災消防活動について考えてみましょう。

一般火災は人命救助を優先しますが、これは消火活動に従事する消防隊が次々と到着することが期待できるからです。

しかし、大地震が発生した時には、同時に多数火災が発生すれば応援隊の期待はできません。

このために自分の隊だけで、優勢な火力と戦わなければなりません。

一般火災と違った消火活動要領についてまとめてみました。

(1) 火災防ぎよ

● 攻勢防ぎよ

火災を初期のうちに鎮圧することが大火災を防ぐ最大の方策であり、早期発見と一挙鎮圧に努めます。

● 重点防ぎよ優先

同時に複数の延焼火災を発見した場合は、重要かつ危険度の高い地域（消火活動優先地域）を優先に活動します。

● 避難路防ぎよ優先

延焼拡大して広域的に避難の必要がある場合は、避難路確保に全力を挙げて防ぎよし避難者の安全を図ります。

● 市民優先防ぎよ

大きな工場、大量の危険物を貯蔵している施設などの大規模建物から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、人命の安全を考慮し、市街地の延焼火災を優先し、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たることになります。

(2) 出場途上の要領

出場途上の留意点は次のとおりです。

出場途上に住宅密集地、病院や避難場所となる小学校などの重要対象物やその周辺の火災を発見した場合は、その消火を優先します。

その場合、その旨を団指揮本部又は団支部に報告しなければなりません。

本部からの出場指令で出場し、火煙が確認できない場合は、特に他の延焼火災や重要地域の火災に注意します。

優先して消火しなければならない火災が発生しているかもしれないからです。

出場途上に人命救助を要する現場に遭遇した場合は、人命救助の逼迫性(ひっばくせい)と、出場する火災の状況を考慮して判断しなければなりません。

自主防災組織など住民に資器材を貸与し救助を依頼するか、その場にとどまり救助活動を行うか。

また、通常以上に団員がいる場合、数名の団員を残して火災現場に急行するといった方法もあります。

他の分団などが応援にこられるかなどの方法を考えます。

ここでも、どの方法が被害を少なくするかといった観点から判断しなければなりません。

(3) 水利部署

大地震が起きた時には、断水のために消火栓のほとんどが使用できない場合や、消防水利が狭い道路に面していて、ポンプ車が入れないなど、予測できない事態が起こります。

このような事態を念頭におき、水利部署を行う必要があります。震災時は転戦を考慮して、ホース延長を短くするためにできる限り火点に近い水利に部署します。

また、阪神・淡路大震災のときのように消火栓が使用できない場合もあることから、水利は防火水槽、河川、海水、池、プールなども活用する必要があります。

水利から火点まで同一距離に複数の水利がある場合は、長時間活動に備えできる限り大容量の水利に部署します。

(4) ホース延長

ホースを延長する際の要領は震災の場合も通常の火災時とほぼ同じです。

ただし、震災時は、他の分団等からの応援出場は期待できません。単独で消火することをふまえ、筒先が広く移動できるようにできるかぎり余裕ホースをとります。

次に注水部署ですが、注水部署は原則とし、炎上建物と隣接する建物の両方に注水できる場所とし、建物の角など二面を担当できる場所が効果的です。

風がある場合は、風下寄りの風横側が最適です。できれば、余震による瓦や窓ガラスの落下、あるいはモルタル壁の倒壊などがあっても十分退避できるよう、なるべく広い場所を選定しましょう。

(5) 消火活動の留意事項

大震災時に消防団は、消防署部隊の出場や応援隊はないものと考え、消

防団の出場隊のみで消火するという気構えで活動を行う必要があります。

このような状況下での消火活動の留意点を考えていきましょう。

屋内進入は、注水死角を生じやすいので、一挙に鎮圧できると判断した場合以外は行わない方がいいでしょう。

放水は死角の少ない場所を選定し、必要に応じ移動注水するなどして、消火面の範囲をできるだけ広くとる必要があります。

注水活動は、路上など屋外で放水し延焼防止を主眼に活動することになります。

付近に住民組織や企業の自衛消防隊がいるときは、協力しあって、町ぐるみの体制で消火活動に当たります。

震災時の火災では 幅員の広い道路、空地、公園、河川、耐火建物などがあり、焼け止まりが期待できる場合は、これらを利用し、延焼が拡大する方向を重点に消火活動を行います。

また、消火活動中は、火災の動向に注意し、退路を断たれることのないよう必要に応じ、指揮者は、見張役を立てるか、自らときどき高所にたつて周囲の状況を把握しなければなりません。

その他、残火処理、飛火警戒は、通常の火災とその要領は同じです。

しかし、繰り返し述べているように、大地震発生時は、火勢が消防力を上回ることがあります。

その場合、主火力を制圧し、残火処理の段階となれば、他の場所に大きな火災が発生していないか情報を収集し、残火処理を住民に依頼するなどして、他の火災現場への転戦を考える必要があります。

飛火警戒についても、自分の隊だけで消火活動を強いられる場合があることから自主防災組織の協力を求めることも必要となります。

(6) 転戦

転戦とは、消火活動中の火災現場から他の火災現場へ移動し、消火活動を行うことです。

大震災時には、常に考えておく必要のある戦法です。その方法について考えていきましょう。

原則として、団指揮本部の命で転戦を実施しますが、自主的に転戦する場合は、他に延焼する危険が、ほぼなくなった時点とし、部分的な延焼の消火活動や残火処理は、現場活動補助隊もしくは、自主防災組織や付近住民が担当できる場合です。

ただし、水利がないなど消火不能で他に転戦するしかない場合もあるでしょう。

転戦する場合は、団支部を通じ団指揮本部に報告し、使用したホースなどの資器材はできる限り撤収し、転戦先の消火活動に支障をきたさないように転戦します。

もしも、転戦に急を要する場合は、指揮者の判断により転戦先における消火活動に必要な最小限度のホース収納にとどめるか、転戦途上に消防署

か団器具置場がある場合は、立ち寄って不足するホース、燃料などを補充することとなります。

(7) 市街地大火（延焼防止）

大地震によって発生した火災が予想以上に多く、消防隊の懸命な消火活動にもかかわらず延焼拡大し消火不能になることも考えられます。

このような場合は、延焼拡大から防ぎ守る手段として、道路・河川・耐火建物などの地形・構造物を活用します。

このような要領を延焼阻止線の設定といいます。

延焼阻止線の設定は、膨大な消防力を必要とする場合が多く消防指揮本部（消防局長）の指揮のもと活動を行うこととなります。

概ね 20m以上の幅員のある道路、河川、空地、耐火建物群などを境として、延焼から守る街区内の火災を徹底的に消火し、火流を延焼阻止線で迎え撃つこととなります。

現場指揮本部は、使用する水利と延焼阻止線上の放水すべき部署位置を各隊ごとに指定し、これによって各隊は消火活動を行います。

水利は、原則として大容量消防水利を使用しますが、小型動力ポンプは、転戦が容易なため、小規模な水利等の利用も考慮します。

大火流が延焼阻止線に到達するまでの間、火流の両側面（風上・風横）から消火し、少しでも延焼阻止線到達時の火面の幅を小さくすることもおこないます。

火流が延焼阻止線に到達する直前になったら一斉に放水を始め、火勢を弱め反対側の街区への延焼を阻止します。

また、大火災であることから背後地への飛火警戒には、全力を尽くして延焼阻止線を飛び越されないよう最大の努力をします。

第4節 東海地震に関わる事前対応

この第4節では、前節に引き続き、もう一つの震災時の対応である「**発災前：東海地震に対する地震発生前の対応**」について、その概要と活動要領等について説明します。

1 東海地震に関する情報の種類

現在の科学技術では、地震の直前予知（日時、場所、規模を特定した予知）はできませんが、東海地震のみ、前兆（地震前の異常な現象）が検知できる可能性があると考えられています。

もし前兆が検知できた場合には、気象庁が東海地震に関連する情報を発表することとなっています。

東海地震に関連する情報は三種類あり、危険度が低い情報から順に「東海地震に関する調査情報」→「東海地震注意情報」→「東海地震予知情報」となります。



2 団警戒本部等の設置

(1) 設置の基準

東海地震注意情報が発表された場合

(2) 設置者、設置場所及名称

ア 消防団長：消防署に**団警戒本部**を設置します。

イ 分団長：消防団器具置場（中原区以北の分団にあっては、分団長の所属する班の器具置場）に**団警戒支部**を設置します。

(3) 団警戒本部設置時の対応

ア 情報収集

イ 団員名簿（緊急連絡系統網）による情報伝達

ウ 器具置場内の出火防止転倒落下防止

エ 器具置場内の転倒落下防止

(4) 団警戒本部等の組織及び事務分掌

団警戒本部

団警戒 本部長	団警戒 副本部長	統括者	担当任務
団長	副団長	部長	団警戒支部の統括 情報収集 団員の連絡に関すること 方面警戒本部との連携に関すること

団警戒支部

団支部長	団支部員	任務
分団長	団長の指名する者	所属団員との連絡に関すること 団警戒本部への伝達に関すること

3 団指揮本部等の設置

- (1) 設置の基準
東海地震予知情報が発表された場合
- (2) 設置者、設置場所及名称
ア 消防団長：消防署に**団指揮本部**を設置します。
イ 分団長：消防団器具置場（中原区以北の分団にあっては、分団長の所属する班の器具置場）に**団支部**を設置します。
- (3) 団指揮本部設置時の対応
ア 全団員の非常参集
イ 各部隊の編成準備
ウ 車両資機材の点検及び車両の安全確保（車両移動等）
エ 地震防災信号の準備及び警戒宣言発令時のサイレン吹鳴

警鐘	サイレン
(5点)	(約45秒) (約45秒) (15秒) (15秒)
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜時間継続する 2 必要があれば警鐘及びサイレンを使用する	

- (4) 団指揮本部等の組織及び事務分掌

団指揮本部

本部長	団副本部長	統括者	担当任務
団長	総務主幹 副団長	庶務部長	団支部の統括 団員の召集に関すること
		広報部長※	方面本部との連携に関すること
	警防主幹 副団長	警護部長	団部隊の指揮運用に関すること
		消防部長	団部隊の情報収集伝達に関すること

※団の実状に合わせ兼務可

団支部

団支部長	団支部員	任務
分団長	団長の指名する者	分団部隊の統括 団本部との連絡に関すること

団支部支援隊	ポンプ積載車隊	手引ポンプ隊	現場活動補助隊
団支部の支援活動 情報収集	消火活動 情報収集	消火活動 残火処理 再燃警戒	残火処理 再燃警戒 避難誘導、救護

4 調査情報発表時の対応

通常の警防体制で対応しますが、所轄消防署からの情報伝達等に基づき、団員各自が続報を逃さないよう情報収集手段を確保し、団警戒本部の設置に備えます。

5 消防団員の召集

(1) 召集の発令

消防団長は、東海地震注意情報及び予知情報の発表に伴い、必要な所属団員の召集を行います。

(2) 団員の参集

召集を命じられた団員は、あらかじめ定められた消防団器具置場等に参集します。

(3) 団員の非常参集

団員は、次の場合、上記召集命令を待つことなくあらかじめ定められた消防団器具置場等に自主参集します。

ア 市域で震度5強以上の地震を観測したとき

イ 東海地震予知情報を気象庁が発表したとき

6 団指揮本部設置時の災害出場

団指揮本部が設置されている時に火災等通常の災害が発生した場合は、通常の出場となります。

第5節 都市災害

都市の高層化・複雑化・多様化などの進展により、都市災害の形態も変化してきています。特にJR福知山線脱線事故の様な大規模な救急救助事案では、消防機関をはじめとする防災関係機関の総合連携により対処していかなければ、その被害の軽減は望めません。

消防団は、このような都市災害に対し、消防長または消防署長の所轄の下に活動し、その被害の軽減を図らなければなりません。

1 都市災害の種別

都市災害とは、大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等による災害で、社会的に著しい影響を及ぼす、震災、風水害、武力災害以外の災害のことでその種別は次のとおりです。

(1) 大規模火災・・・地下街、高層建築物等の大規模火災

(2) 危険物災害・・・危険物等の施設及び輸送中における災害並びに漏洩

(3) 海上災害・・・船舶・港湾施設における大規模な火災等の事故及び大規模な油等流出事故

(4) 鉄道災害・・・多数の人命及び多くの物的被害を伴う鉄道施設における災害

(5) 道路災害・・・自動車専用道路等における大規模な事故

(6) 航空災害・・・人命及び物的被害を伴う航空機事故

- (7) 原子力災害・・・原子力施設における災害、核燃料等輸送中の災害
- (8) その他、多くの人命及び多くの物的被害を伴う都市災害

2 団警戒本部等の設置

- (1) 設置の基準
 - 消防署に方面警戒本部が設置された場合
- (2) 設置者、設置場所及名称
 - ア 消防団長：消防署に**団警戒本部**を設置します。
 - イ 分団長：消防団器具置場（中原区以北の分団にあつては、分団長の所属する班の器具置場）に**団警戒支部**を設置します。
- (3) 基本活動
 - 方面警戒本部（消防署）と連携し、主として次の活動を基本とします。
 - ア 消防署との連携による警戒活動
 - イ 受持区域の情報収集等
- (4) 団警戒本部等の組織及び事務分掌

団警戒本部

団警戒 本部長	団警戒 副本部長	統括者	担当任務
団長	副団長	部長	団警戒支部の統括 情報収集 団員の連絡に関すること 方面警戒本部との連携に関すること

団警戒支部

団支部長	団支部員	任務
分団長	団長の指名する者	所属団員との連絡に関すること 団警戒本部への伝達に関すること

3 団指揮本部等の設置

- (1) 設置の基準
 - 消防署に方面指揮本部が設置された場合
- (2) 設置者、設置場所及名称
 - ア 消防団長：消防署に**団指揮本部**を設置します。
 - イ 分団長：消防団器具置場（中原区以北の分団にあつては、分団長の所属する班の器具置場）に**団支部**を設置します。
- (3) 基本活動
 - 方面指揮本部と（消防署）と連携し、主として次の活動を基本とします。
 - ア 情報収集活動

- イ 署消防隊と連携を密にした消火活動
- ウ 避難誘導、救出、救助及び搬送活動
- エ 応急救護措置及び搬送活動
- オ 資機材搬送等の支援活動
- カ その他の支援活動

(4) 団指揮本部等の組織及び事務分掌

団指揮本部

本部長	団副本部長	統括者	担当任務
団長	総務主幹 副団長	庶務部長	団支部の統括 団員の召集に関すること
		広報部長※	方面本部との連携に関すること
	警防主幹 副団長	警護部長	団部隊の指揮運用に関すること
		消防部長	団部隊の情報収集伝達に関すること

※団の実状に合わせ兼務可

団支部

団支部長	団支部員	任務
分団長	団長の指名する者	分団部隊の統括 団本部との連絡に関すること



4 消防団員の召集

(1) 召集の発令

消防団長は、「警戒本部体制」・「指揮本部体制」の特別警防体制発令に伴い、必要な所属団員の召集を行います。

(2) 団員の参集

召集を命じられた団員は、あらかじめ定められた消防団器具置場等に参集します。

5 活動要領

都市災害は、常にその態様が多種多様であり、被害の拡大及び二次災害の発生が予測されます。また、消防団の保有資機材では対処が困難な災害もありますので、いかなる災害現場でも十分に現場指揮本部と連携を密にして、

指示を受けた後に活動することとなります。

(1) 出場範囲

消防団の出場区分は、火災出場区分によるものを原則とします。ただし、消防長の命があるときは、区域外においても活動することとします。

(2) 部隊等の編成

原則として団支部支援隊、ポンプ積載車隊、避難誘導部隊、現場活動補助隊により編成しますが、前に述べたように、都市型災害は、常にその態様が多種多様であるため、団指揮本部の指示のもと、災害の態様により弾力的に編成します。

(3) 情報収集

現場指揮本部と緊密な連携をとりながら、常に正確な情報の収集・伝達を行い、状況等を各団員に周知します。

(4) 消火活動

基本的に一般火災と同様に活動しますが、現場指揮本部の指示する消火活動を実施します。

(5) 避難誘導活動

基本的に一般火災と同様に活動しますが、現場指揮本部の指示する避難誘導活動を実施します。

(6) 救出・救護活動

人命の救助を最優先として活動します。
被害の拡大及び二次災害の発生が予測されるので、常に安全確保を実施して活動します。

(7) 搬送活動

多数傷病者が発生した場合は、署消防隊と連携して、毛布等を活用して搬送活動を実施します。

また、現場指揮本部の指示があった場合は、ポンプ積載車を利用して、傷病者を指示された医療機関等に搬送します。

(8) 支援活動

現場指揮本部の指示により、必要な支援活動を実施します。

第6節 武力攻撃災害

まず、はじめに、国民保護法について、その概要を説明します。

国民保護法とは、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、平成16年6月14日に成立し、同年の9月17日に施行されました。

武力攻撃事態や緊急対処事態において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

次に武力攻撃事態等における消防の任務ですが、国民保護法では、次のように規定しています。この規定は、消防組織法第1条の規定を武力攻撃事態等にも当

てはめたものとなっており、消防が、自然災害、武力攻撃災害等原因の如何にかかわらず、こうした任務に当たることを示しています。

なお、国民保護法では、武力攻撃事態等の特殊性から、特に安全確保配慮義務を定めていて、通常の災害に比べて消防職団員の安全確保には特に注意が払われることになっています。

このような、消防団の武力攻撃災害の基本的な活動及びその体制は、「川崎市国民保護計画」及び「川崎市消防局国民保護計画」で定められています。

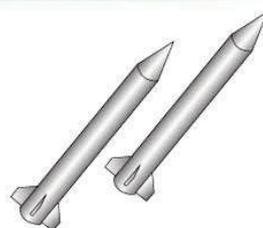
この第6節では、その概要と活動要領等について説明します。

武力攻撃事態想定

着上陸侵攻の場合



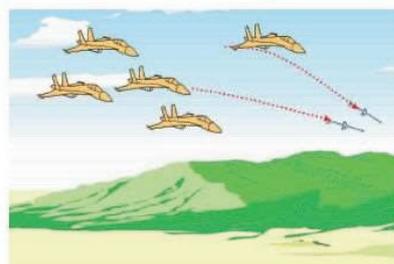
弾道ミサイル攻撃の場合



ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合



航空攻撃の場合



緊急対処事態想定

緊急対処事態とは具体的にどのようなものかしら？



緊急対処事態とは武力攻撃に準ずるテロ等の事態をいうんだ。攻撃の対象施設や攻撃の手段の種類により、下に示すような事態例が考えられるよ。



- ① 原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破
- ② ターミナル駅や列車の爆破等
- ③ 炭疽菌やサリンの大量散布等
- ④ 航空機による自爆テロ等

1 消防団の体制

団長は、武力攻撃災害時の消防団の行う国民保護措置の万全を図るため、消防署の方面警戒本部、方面指揮本部の設置に併せ、消防団警戒本部（以下「団警戒本部」という。）、消防団警戒支部（以下「団警戒支部」という。）、消防団指揮本部（以下「団指揮本部」という。）、消防団支部（以下「団支部」という。）を設置します。

その体制は、災害の態様が多種多様であることから、都市災害と同様の体制を確立します。

2 消防団員の召集

(1) 召集の発令

消防団長は、「警戒本部体制」・「指揮本部体制」の特別警防体制発令に伴い、必要な所属団員の召集を行います。

(2) 団員の参集

召集を命じられた団員は、あらかじめ定められた消防団器具置場等に参集します。

(3) 情報収集強化体制時の対応

消防署において通常警防体制による情報収集の強化が実施された場合、団長、副団長等の消防団幹部は、団警戒本部の設置に備え所轄消防署との連絡を密にします。

(4) 召集発令の伝達

団員名簿（緊急連絡系統網）等により伝達します。

3 消防団活動

(1) 出場範囲

消防団の出場区分は、火災出場区分によるものを原則とします。ただし、消防長の命があるときは、区域外においても活動することとします。

(2) 部隊等の編成

団支部支援隊、ポンプ積載車隊、避難誘導部隊及び現場活動補助隊により編成します。

(3) 消防団部隊任務

ア 情報伝達

イ 避難誘導活動

ウ 武力攻撃事態対処

エ 情報収集

4 警報の伝達及び避難誘導活動

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防署と連携しつつ、警報の伝達及び自主防災組織、町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等、地域とのつながりを生かした活動を行います。

各部隊の主な任は次のとおりです。

(1) 団支部支援隊

- 団支部の支援活動、情報収集伝達・整理を主として活動します。
- (2) ポンプ積載車隊
車両巡回による情報伝達・避難誘導活動を主として活動します。
 - (3) 避難誘導部隊
「避難実施要領」に基づき、自主防災組織、町内会・自治会等と連携し徒歩による、避難誘導活動を主として活動します。
 - (4) 現場活動補助隊
地域の警報伝達活動、(戸別情報伝達)を主として活動します。

5 武力攻撃災害対処

安全が確保された区域内及び戦闘行為終結、侵略行為が終息した後における、武力攻撃災害に対する各部隊等の任務は次のとおりです。

- (1) 団支部支援隊
団支部の支援活動、情報収集伝達・整理を主として活動します。
- (2) ポンプ積載車隊
消火、救助等の武力攻撃対処、車両巡回による情報収集を主として活動します。
- (3) 避難誘導部隊
「避難実施要領」に基づく、徒歩による避難誘導活動、人命救助・救護活動を主として活動します。
- (4) 現場活動補助隊
地域の情報伝達活動を主として活動します。

6 消防団員の安全確保

消防団員の活動は国民保護法の規定より、攻撃による危険がなく、安全が確保されたなかで活動するものとされていますが、消防団員の安全の確保は、武力災害の特殊性及び、保有する装備、資機材の面から、消防職員にも増して特に配慮しなければなりません。

ですから、消防団長及び分団長等は、消防署と連携して国民保護措置を実施するうえで、次のことについて留意し、団員の安全確保の万全を図らなければなりません。

- (1) 常に最新で正確な情報を収集して、攻撃による危険がないことを確認します。
- (2) 有事に備え、活動団員への緊急連絡手段を確保します。
- (3) 活動団員全員が、緊急時における脱出手段・経路の確認をした後に活動を実施します。

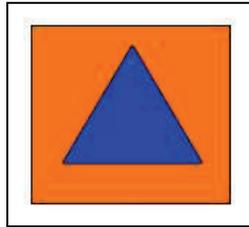
7 特殊標章等の使用

国民保護措置を実施する場合、市長が交付及び使用させる「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づく特殊標章等を使用します。

●特殊標章等

○ 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。



○ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり）。

別図 3（第 2 条関係）

身分証明書

表面	裏面															
 消防庁長官  身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付年の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry	<table border="1"> <tr> <td>身長/Height</td> <td>眼の色/Eye</td> <td>髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3">所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td>印鑑/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eye	髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information			血液型/Blood type			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eye	髪の色/Hair														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information																
血液型/Blood type																
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

○ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

第6章 安全管理

第1節 安全管理の基本

1 消防における安全管理

災害現場では、危険要素が数多くある環境の下で、消防活動を実施しなくてはなりません。

しかも、危険性や状況変化は著しく、効果的な消防活動を行うためには行動限界は安全限界ぎりぎりの線となります。

ぎりぎりの線が具体的にどこなのか、その見極めが極めて困難であるため、指揮者も団員も十分に安全に対する配慮と確認をしながら、任務を達成しなければなりません。

このように、消防における安全管理とは、危険性を伴う任務を遂行するにあたり、事故を絶対おこさないようにするため、事故要因を合理的にとり除くための一連の安全対策をいいます。

言い換えれば、「安全管理は、それ自体が目的ではなく、任務遂行と両立の関係にあり、さらには任務遂行を前提とする積極的行動対策」、と定義づけられます。

2 積極的行動対策

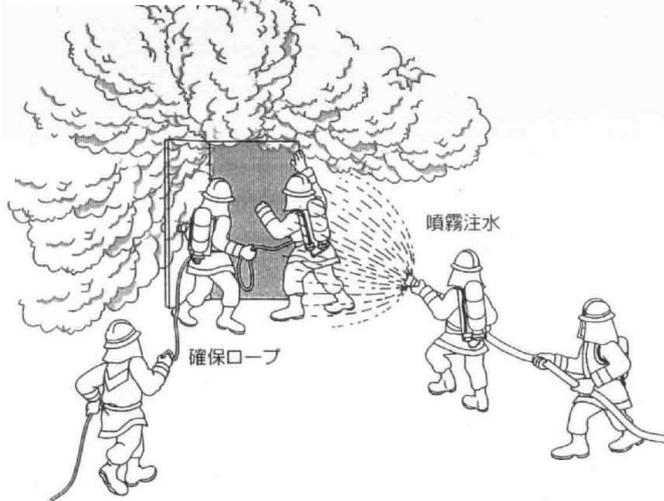
積極的行動対策とは、効率的で安全な活動を行うための幅広い創意工夫のある対策をいいます。

たとえば、

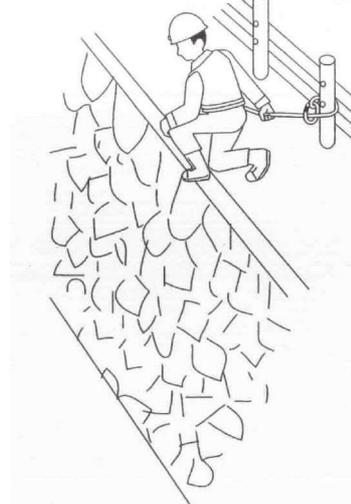
- 人命検索に援護注水体制をとって進入する。
- 転落危険のある所では命綱を使用する。
- 落下危険のあるかわらを注水により事前に落として進入する。

といったことなどは、安全を確保するための積極的行動対策といえます。

援護注水



命綱



3 安全管理の指向

安全管理は、安全意識を高めることが基本です。

事故が発生すると、本人の苦痛はもちろん、家族や上司、同僚に心配や負担をかけるほか、場合によっては一定期間仕事につけなくなり、最悪の場合は殉職ということにもなります。

このように、受傷事故は大きなマイナスを伴い、決してプラスにはなりません。では、事故は偶然発生したのでしょうか？いいえ、違います。

事故の背景には潜在する危険が伴うことが多いのです。

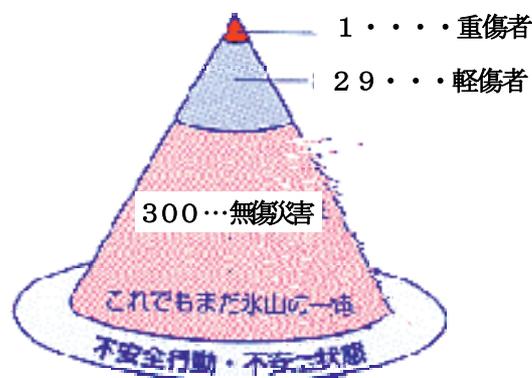
また、事故にはいたらなかったけれど、ヒヤリとしたこと、ハッとしたことなどは誰もが経験していることでしょう。

事故防止のためには、潜在する危険要因やヒヤリとしたこと、ハッとしたことなどに目を向け、こうした要因を排除することが基本です。

危険要因を排除するという事は、裏返せば、安全の先取りになるのです。

潜在する危険の排除には、まず危険に対する感覚、感性を養い、危険を正しく予知・予測し、事前に必要な手を打つことが必要で、これが安全対策につながるのです。

そして、このような考え方こそが、安全管理の目指すところ、「指向」なのです。



これはハインリッヒが発表した法則で、労働災害の事例の統計を分析した結果、導き出されたものです。数字の意味は、重大災害を1とすると、軽傷の事故が29、そして無傷災害は300になるというもので、これをもとに「1件の重大災害(死亡・重傷)が発生する背景に、29件の軽傷事故と300件のヒヤリ・ハットがある。」というものです。

日常、ヒヤリ・ハットの状態にまでいかないが(もしくは自覚しない)、実は非常に不安全な状態や行為となると、相当な件数になるはずで、いつもやっていることだから、今まで平気だったので、という不安全行為が、いつヒヤリ・ハットを飛び越え一気に重大災害になるかも知れません。いつやって来るかわからない災害を未然に防ぐには、不安全な状態や行為を認識し、ヒヤリ・ハットの段階で地道な対策を考え、実行(よい習慣として身につける)していくことが重要です。

4 火災の特性と危険性

火災については、当然のことながら、1件ごとにその様相が異なります。

時間的経過や建物の形態によって状況が複雑に移り変わり、変化の度合いも一様ではありません。

そこで、災害活動の安全管理を理解するうえで、火災の特性と危険性を知っておきましょう。

火災は、短時間のうちに急速に拡大し、危険の度合いもこれに比例して増大する特性があります。

火災に遭った建物は、熱を受けたガラスの落下・壁や柱の倒壊・崩壊・床の抜け落ちなど、何らかの被害を受けて正常な状態や機能を失っています。

また、耐火建物では、煙や熱気が建物内部全体に広がり、たちまち危険要素を拡大していきます。ふだんはまったく安全だと信じきっている建物が、火災によって安全が損なわれ、状況変化も著しく、不安定なものとなっているため、危険があることを前提として行動しなければなりません。

5 火災現場での行動

火災現場では、普段は通行しない所を通り、登るべきでない所を登ったり、入るべきでない所から進入するなど、平常の行動パターンと異なる行動を余儀なくされます。

延焼拡大中の建物は、炎、煙、熱気が消防団員の屋内進入を阻み、階段にはホースが伸び、屋内は足の踏み場もないほど収容物が散乱しています。

このように、火災現場は常に通常とは異なる障害が生じるのが普通です。

こうした障害をのりこえて消防の任務を達成しようとするところに、危険性が潜在するのは当然と考えなければなりません。

火災現場では、火災建物の関係者はもちろん、指揮者であれ、消防団員であれふだんの精神状態を保つ事が難しくなります。

緊張や興奮で声が大きくなり、早口になったりして、必要な意思の伝達が図りにくくなります。

このような興奮した心理状態にあると、冷静な思考力が減退し、それだけ安全に対する配慮も欠けて、危険性が高くなっているといえます。

火災現場の熱や煙の中で、長時間の活動に耐えるということは、大変な忍耐力を必要とし、身体は極度に疲労します。

思考力は減退し、注意力も散漫になり、指揮者の管理も行き届かなくなりがちです。

疲労が増すとともに危険性は増大するといえます。

第2節 安全管理の実践

1 はじめに

事故の発生についてよく観ると、不安全な状態があったか、不安全な行動をしたか、あるいはこの双方が重なった場合に事故が起きています。

従って、事故の背景にある潜在危険要因 に目を向け、危険に対する感覚・

感受性の向上を図るとともに、危険要因の排除に努めなければなりません。

2 物的危険要因の予知・予測

建物や施設、設備及び構造などに安全上不備が生じ不安全な状態にあるものを「物的危険要因」といいます。火災現場では、この物的危険要因が顕著です。

物的危険要因があると、消防団員の安全行動とは関係なく事故が発生する可能性があります。

その対応策としては、事前に危険を予知・予測し、危険に対する感受性を高め、事前に危険要因を排除することで相当の効果が期待できます。特に訓練においては、危険要因の排除に力を注ぎ、安全の万全を期さなければなりません。

3 環境的危険要因に対する配慮

環境的危険要因としては、季節的な気象条件や天候に左右されることが、まずあげられます。雨、雪、霧などに伴う路面の滑りや凍結、視界不良による危険性などです。

また、現場付近の立地条件として、路面の不整地、段差、勾配などの潜在的な危険も考えられます。

さらに、火災の発生と同時に作り出される環境では、炎、煙、有毒ガス、停電による暗闇などで、こうした危険要因は、時間の推移によって変化も著しくなります。

4 人的危険要因の排除

火災現場の危険要因として大きなウエイトを占めるのが、消防団員の不安全な行動や行為です。

人はそれぞれ性格や考え方が異なるように、安全か危険かの行動をとるのにも個人差があります。

ある団員が危険な行動をとった場合、その団員は自分の判断に基づいて行動したもので、指揮者からみればそれが危険な行動に見えても、団員自身は危険を自覚していないことが多いのです。

危険な行動をとる、といった判断は次のような場合です。

- 安全に対する知識がなかったり、経験・認識が不足している。
- 危険に対する感受性が不足している。
- 経験・能力が不十分、又は能力を完全に発揮できない。
- 知識や能力があってもやらない。
- 意識が低下してやれない。

火災現場で安全な行動がとれないということは、自らの危険要因をつくり出し、事故を招くことになるのです。

事故の要因として、よく“不注意”という理由があげられます。実際、危険要因があることに気づかなかつたため、事故につながることは少なくありません。

不注意を招く条件として、肉体的条件と精神的条件の二点があげられます。

肉体的条件としては、疲労、苦痛、病気、暑さ、寒さなどがあげられます。
精神的条件としては、喜怒哀楽、心配、悩み、気疲れ、過剰な緊張、開放感、慣れ、迷い、不安、士気などがあげられます。

こうした条件は、注意力、集中力などを散漫にさせ、事故につながりやすいのです。

5 ヒューマンエラー

人の心理面からの危険要因については、「ヒューマンエラー」、すなわち、不注意、錯誤、判断の誤り、操作の誤り、緊張と弛緩、憶測判断及び省略行為などの人的過誤、などとして幅広くとらえる必要があるといわれています。

火災現場のように混乱した場所では、不安全行動とヒューマンエラーが相互に作用して事故に結びつくことが多いので、注意が必要です。

6 指揮者の責任

指揮者は、消防活動を効果的かつ安全に行うため、現場をよく確認して火災の推移とその環境を見極め、団員の安全確保に努めなければなりません。

日常においては、活動訓練などを通じ安全教育の実施、及び団員の技術と能力を把握することが必要です。

また、指揮者は、団員の行動の誤りや取扱いミスなどの不注意に起因する事故を防止するため、疲労などの肉体的な要因及び喜怒哀楽などの精神的な要因に配慮し、状況に応じた適切な任務分担を行うなど、安全管理の徹底を期さなければなりません。

7 自己管理の徹底

火災現場における安全確保の基本は、適正な自己管理です。

消防団員一人一人が、消防活動に耐え得る体力、気力及び技術の練成に努め、常に自己の安全を確保する気概を持ってどんな事象にも対処できる臨機応変な判断力と行動力を養うよう、努めなければなりません。

そして、団員同士が相互の安全確保に努め、これを自覚することが現場の安全管理の基本となるのです。